資料２－１

『袖ケ浦市子ども・子育て支援事業計画』策定についての概要

１．子ども・子育て新制度に至るまでの国や本市の取り組み

国は、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成 15 年７月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通じて、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

しかしながら、平成 17 年に我が国は初めて総人口が減少に転じ、合計特殊出生率は 1.26 となるなど予想以上の少子化の進行が見られました。平成 24 年時点では、1.41 と上昇しているものの、人口を維持する水準とされる 2.08 に比べると下回っている状況で、平成 24 年１月に発表された「日本の将来推計人口」によれば、平成 72 年にあっても合計特殊出生率は 1.35 と示されています。

以上のような動向を踏まえ、平成 19 年 12 月に「子どもと家族を応援する日本」という重点戦略が取りまとめられ、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消において、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとされました。

自治体においては、平成 17 年３月に策定された「次世代育成支援行動計画（前期）」に引き続き、後期５年間を対象とする「次世代育成支援後期行動計画」の策定が求められ、本市でも、平成 22 年３月、『袖ケ浦市次世代育成支援行動計画 －子育て応援プラン－（後期計画）』を策定し、「子どもとその家庭、それを支える地域の人々の笑顔のかがやくまちをめざして」を基本理念に掲げ、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組んできました。

（参考：これまでの国の少子化対策の取り組み）

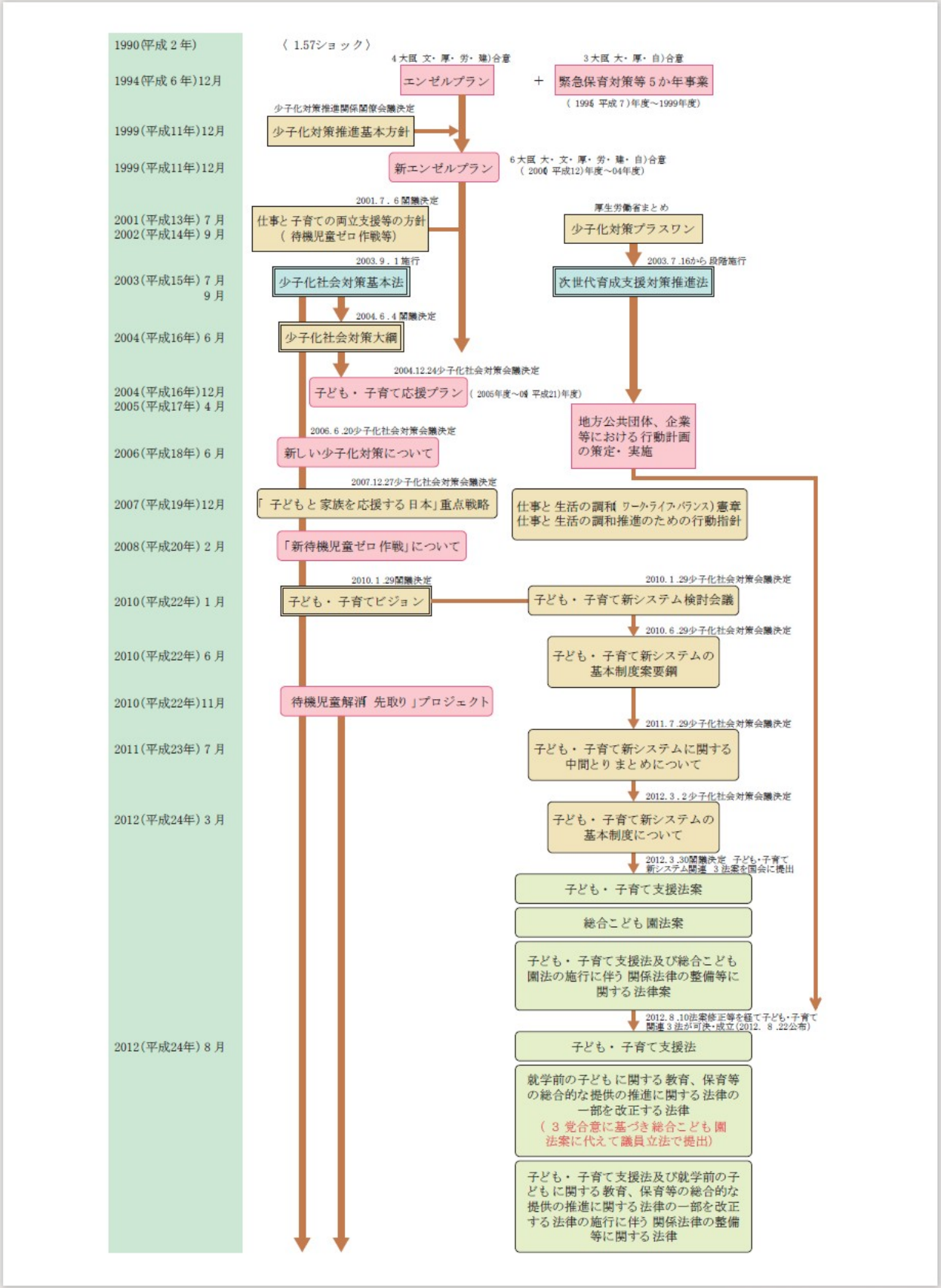

出典:内閣府資料

２.「子ども・子育て支援新制度」と「子ども・子育て支援事業計画」の策定

平成 22 年１月、『子ども・子育てビジョン ～子どもの笑顔があふれる社会のために～』が閣議決定され、平成 26 年度を目途とした子ども・子育て支援策が示され、平成 24 年８月には、「子ども・子育て支援法」などの「子ども・子育て関連３法」が成立し、「子ども・子育て支援新制度」の枠組みが示されました。

子育てをめぐっては、近年、都市部を中心に保育所に入れない“待機児童”が存在する一方で、子どもの減少で近くに保育の場が無くなった地域もあることや、家庭や地域の“子育て力”が低下していると言われていることなどの課題が指摘されていますが、「子ども・子育て支援新制度」は、こうした課題の解決に向けてさまざまな取り組みを進めていくことを念頭に置いています。

さまざまな取り組みの一つに「子ども・子育て支援事業計画」の策定があり、市町村に、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などに関する計画を定めることが求められています。

本市でも、上記のような流れを踏まえて、『袖ケ浦市次世代育成支援行動計画（後期計画）』の施策や事業の進捗状況等の確認・評価を実施しつつ、『袖ケ浦市子ども・子育て支援事業計画』を策定するものです。

「子ども・子育て関連３法」の趣旨と主なポイント

＜趣 旨＞

○ 「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する。

＜主なねらい＞

① 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
② 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
③ 地域の」子ども・子育て支援の充実

＜主なポイント＞

○ 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
○ 認定こども園制度の改善
○ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（＝利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

＜幼児期の学校教育・保育、地域の子ども子育て支援に共通の仕組み＞

○ 基礎自治体である市町村が実施主体
○ 社会全体による費用負担
○ 政府の推進体制の整備
○ 子ども・子育て会議の設置

３.「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」の違い

平成２６年度まで次世代育成分野の柱として実施されてきた次世代育成支援行動計画と、今回策定する子ども・子育て支援事業計画の主な違いは以下のとおりです。

	次世代育成支援行動計画	子ども・子育て支援事業計画
根 拠 法	次世代育成支援対策推進法	子ども・子育て支援法
位置づけ	次世代育成支援対策を10年間集中的・計画的に推進するための計画（※平成26年度に期限延長決定）	幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画
内　容	18歳未満程度までの子どもを対象とする、子育て支援・母子保健・教育・住宅等を含む広範な政策についての計画	基本的に就学前の子どもと小学生を対象にし、教育・保育提供区域（＊以下「区域」と表記します）ごとの幼児教育・保育の各事業の見込み量とその確保の方策等について定める計画
	【記載事項】 次の次世代育成支援対策の実施内容及び実施時期とこれにより達成しようとする目的 ・地域における子育ての支援 ・母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進 ・子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ・子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保 ・職業生活と家庭生活との両立の推進 ・その他の次世代育成支援対策	**【記載事項（必須）】** ・区域の設定 ・区域ごとの教育・保育のニーズ量の見込、提供体制確保の内容及び実施時期 ・区域ごとの地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込、提供体制確保の内容及び実施時期 ・教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の確保の内容 **【記載事項（任意）】** ・産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項 ・子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項 ・ワークライフバランスの推進に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

４．計画の位置づけ

『袖ケ浦市子ども・子育て支援事業計画』は、本市の全体的な計画である「袖ケ浦市総合計画」を上位計画として、「袖ケ浦市地域福祉計画」等、その他の法律の規定により、子ども・子育て支援に関する事項を定める関連計画等との調和が保たれたものとします。

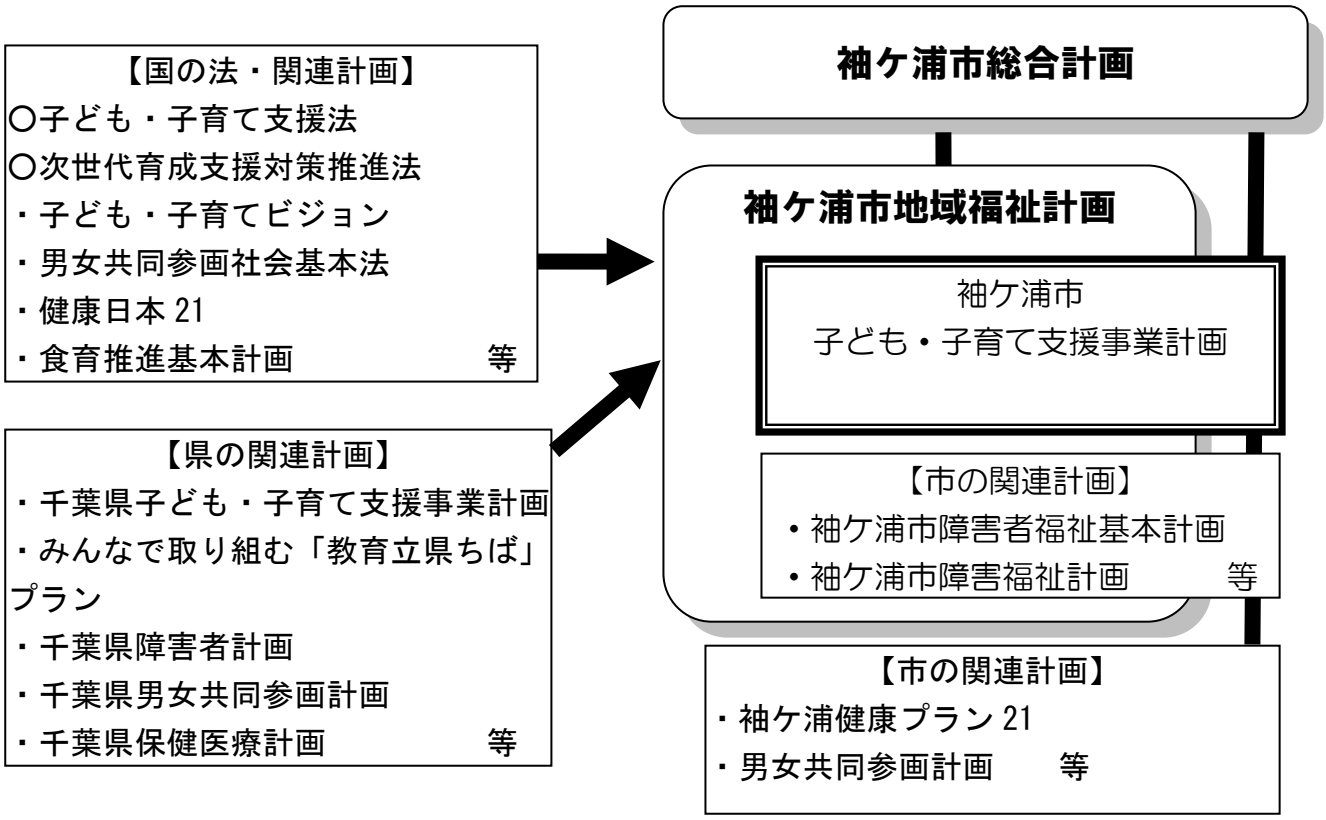

５．計画の期間

『市町村子ども・子育て支援事業計画』は「子ども・子育て支援法」により５年を一期として策定するものとされています。　本計画の計画期間は、平成２７（２０１５）年度から平成３１（２０１９）年度までの５年間とします。

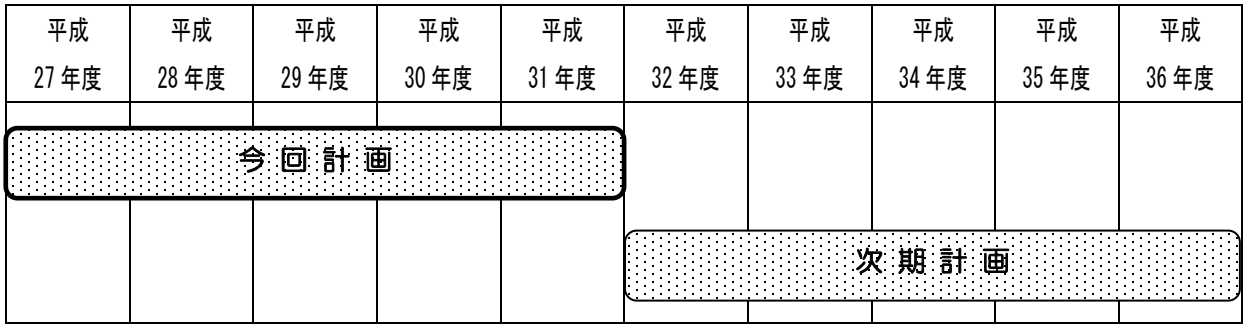

６．計画策定の体制

計画の策定にあたっては、公募による市民をはじめ、学識経験者や地域の子ども・子育て分野にかかわる委員で構成される「袖ケ浦市子ども・子育て支援会議」（本会議）の議論を中心に策定します。また、子育て支援課を中心とする庁内における計画策定検討チームにより、国や県との調整を行いつつ、円滑な策定に向けて取り組みます。

また、平成 25 年度に実施したニーズ調査などから、地域における子育て分野のニーズ量を把握し、パブリックコメント等を通して、市民からの意見を計画に反映します。

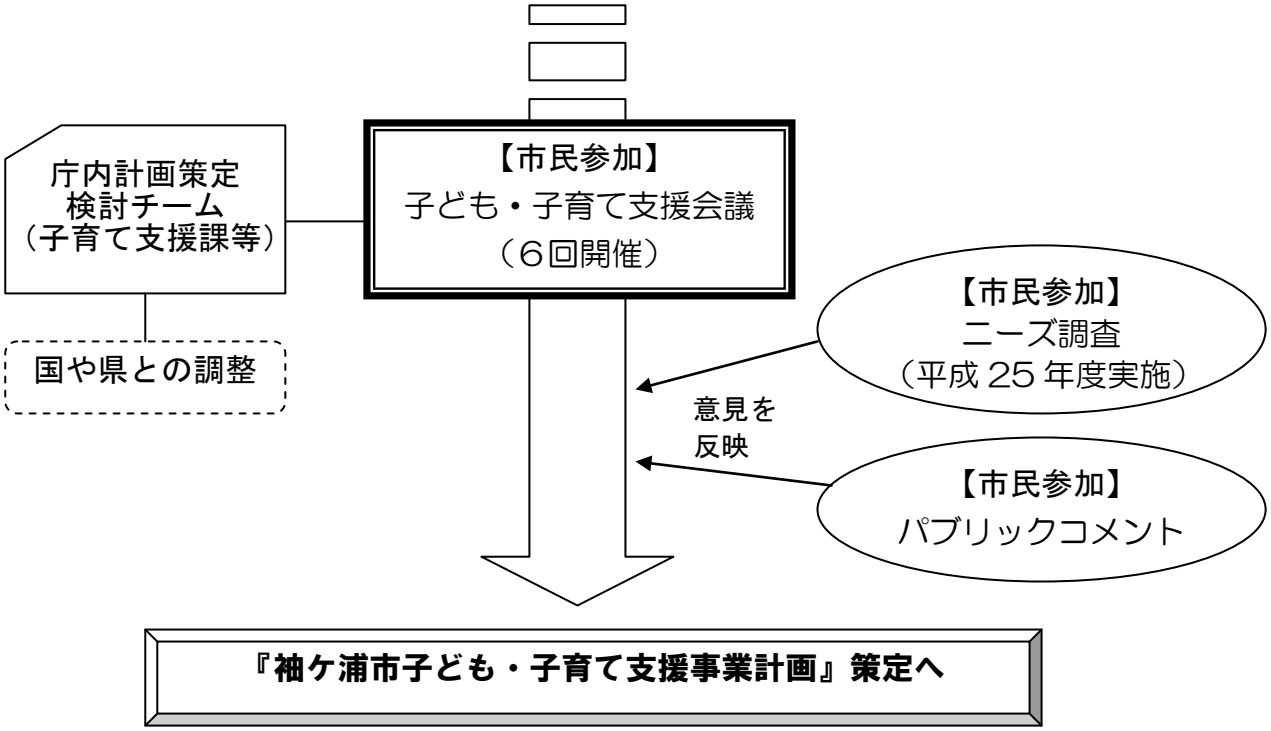

７．本計画の策定に向けたスケジュール（予定）

日　程	策定に向けた動き（右側は具体的な内容について）	
平成２６年 ５月	19 日　子ども・子育て支援会議（第１回）	・計画策定の概要と、今後の方向性、区域の設定
６月	◇需要量の見込みに対応した確保策の検討 ◇認定子ども園への意向の確認（事業者向け） ◇家庭的保育事業等の条例案の検討	
７月	８日（予定）子ども・子育て支援会議（第２回）	・市の区域ごとに抱える課題と条例案の提示
８月	◇需要量の見込みの詳細な検討と需要量の見込みに対応した確保策の検討 ◇確保策に対応した人材確保・育成施策の検討	
９月	12 日（予定）子ども・子育て支援会議（第３回） ◇県への計画（案）報告（中間）	・計画の体系（骨子案）と重点施策
１０月	**＜＜幼稚園の申込が開始＞＞**	
１１月	５日（予定）子ども・子育て支援会議（第４回） ＜＜**保育所の申込が開始**＞＞	・計画書全体について、行動計画進捗状況報告
１２月	○パブリックコメントの実施	
平成２７年 １月	21 日（予定）子ども・子育て支援会議（第５回）	・パブリックコメントに対しての市の回答と、最終案に向けた討議
２月		
３月	24 日（予定）子ども・子育て支援会議（第６回） ◇県への計画報告	最終案決定

○＝市民がかかわるもので、日程が未定のもの
◇＝この時期に事務局が行うもの

資料２－２

「教育・保育提供区域」の設定について

１．市町村子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法　第６１条

１．市町村は、基本指針に即して、５年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(市町村子ども・子育て支援事業計画)を定めるものとする。

２　市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（１）教育・保育提供区域ごとの

①各年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育所に係る必要利用定員総数

②教育・保育量の見込み・提供体制の確保内容・その実施時期

（２）教育・保育提供区域ごとの

各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・提供体制の確保内容・その実施時期

２．「教育・保育提供区域」の法律上の定義

子ども・子育て支援法　第６１条第２項

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域

３．国の基本指針（Ｈ２５．４．２６）

○市町村は、「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定。

※小学校区、中学校区、行政区などを想定

４．袖ケ浦市における教育・保育提供区域

〇前回案（３月１１日）

地区	区域数	設定理由	この区域で実施されている計画や事業等
昭和・長浦・平川	３	①ニーズ調査は６地区に分けて実施。 ②６地区（昭和、蔵波、長浦、根形、平岡、中川・富岡）では、地区割が小さすぎるため、２地区ごとに、長浦地区、昭和地区、平川地区の３地区とする。	第５期介護保険事業計画の地域密着型サービスの整備（長浦地区、昭和・根形地区、平岡・中川・富岡地区）

〇今回案（５月１９日）

地区	区域数	設定理由	この区域で実施されている計画や事業等
昭和・長浦・根形・平川	４	５地区（昭和、長浦、根形、平岡、中川・富岡地区）を基本に、人口や日常生活圏域、生活実態、教育・保育の施設の整備状況等から、「平岡、中川・富岡地区」を「平川地区」とし、全体で４地区とする。	４地区　なし ５地区　次世代育成支援後期行動計画、地域福祉計画他

５．地区別の現況

袖ケ浦市は、東京湾沿い、千葉県のほぼ中央に位置し、羽を拡げた蝶のような形をしています。東部は市原市、西部は木更津市に接し、北部は鋸の歯のような形状で東京湾に臨んでいます。

袖ケ浦市の子ども・子育て支援事業計画の「教育・保育提供区域」は、昭和地区、長浦地区、根形地区、平川地区（平岡地区、中川・富岡地区）の４地区に設定します。

図表1　袖ケ浦市の教育・保育提供区域

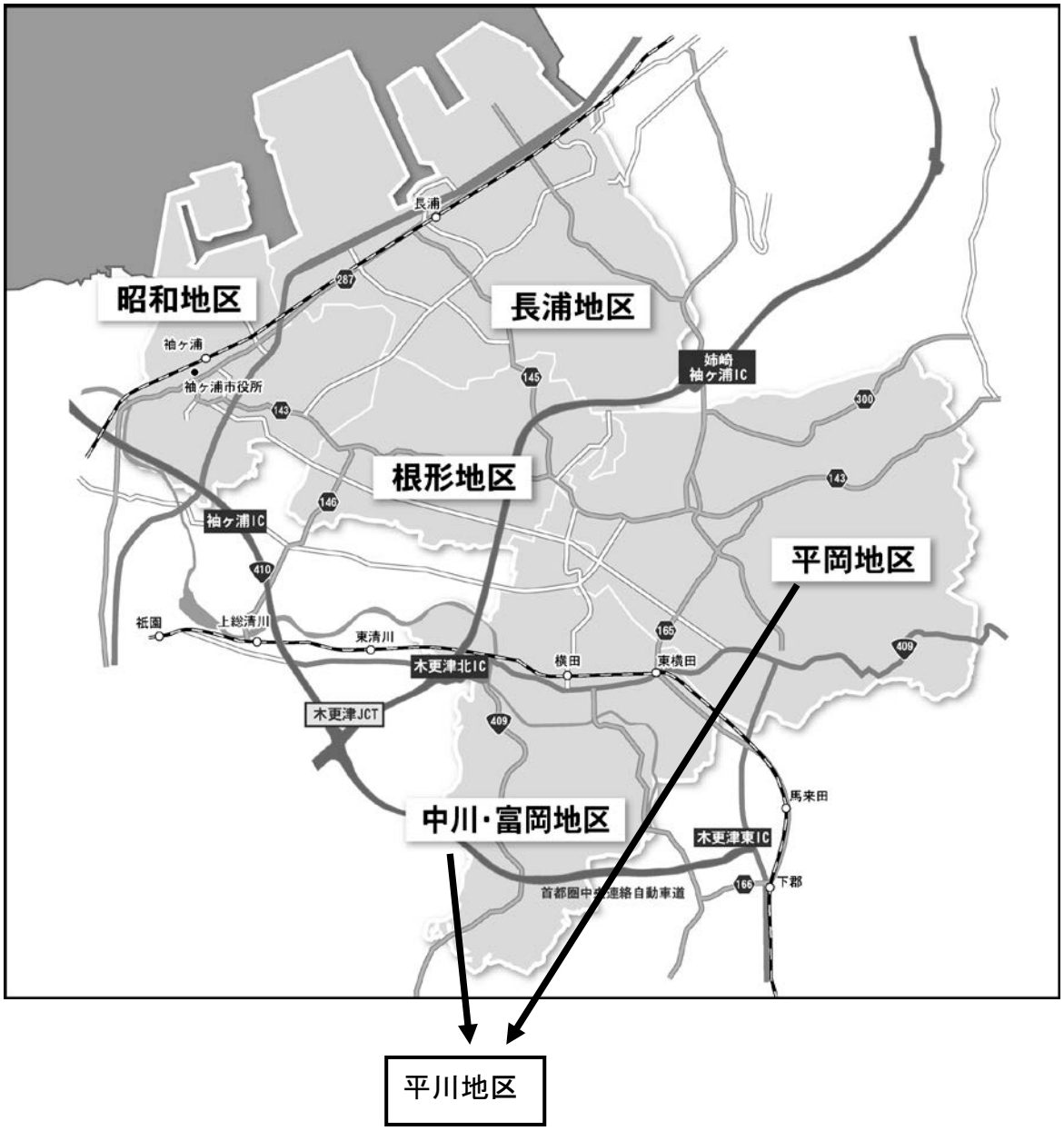

（１）昭和地区

（人）

		人口、世帯数（H26.4.1現在）A		全市に占める割合	人口（H21.4.1現在）B	A-B
人口		16,168		26.4%	15,083	1,085
	男性	8,158		26.3%	7,648	510
	女性	8,010		26.5%	7,435	575
	年少人口（０～14歳）	2,551	15.8%	30.2%	2,332	219
	内（０～5歳）	1,091	6.7%	34.1%	926	165
	生産年齢人口（15～64歳）	10,265	63.5%	26.5%	10,068	197
	老齢人口（65歳以上）	3,352	20.7%	23.6%	2,683	669
世帯数		6,509 世帯		26.2%	5,846	663
（1世帯当たり人口）		（2.5人／世帯）				

※住民基本台帳による。

１）地区の概況

昭和地区は、昭和４０年代からの福王台土地区画整理事業等により宅地造成が進み、福王台や神納地区などの人口が増加しています。また、袖ケ浦駅北側などにおいても、今後宅地化が見込まれます。袖ケ浦バスターミナルは品川・横浜・羽田方面等の高速バスが運行し、袖ケ浦駅とともに、広域交通の結節機能を果たしています。

平成２６年４月には、子育ての交流の場として「そでがうらこども館」が開設されました。

２）ニーズ調査結果の傾向

○子育てを主に行っている方は「父母ともに」が60.0%で市平均より7.1ポイント高く、他地区に比べて最も多くなっています。

○定期的な教育・保育事業の利用割合は63.9%で根形地区に次いで少ない状況です。

○定期的に利用したい平日の教育・保育は「幼稚園」が62.3%「認可保育所」が51.5%でいずれも市平均を上回っています。

○地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望をみると「利用していないが、利用したい」が36.3%で他地区に比べ最も多くなっています。

３）施設の状況

児童関連施設

名称	設置数	名称	設置数
認可保育所（園）	2	小学校	2
家庭的保育	1	中学校	1
高等学校	1	放課後児童クラブ	5
地域子育て支援拠点施設 （そでがうらこども館） ※子育て支援センター含む	1	子どもの遊び場	2
ファミリーサポートセンター	1	子育て支援センター （私立保育園内）	1

文化・スポーツ等の施設

名称	設置数	名称	設置数
市民会館	1	中央図書館	1
総合教育センター	1	スポーツ施設	1
海浜公園（県）	1		

（２）長浦地区

（人）

		人口、世帯数（H26.4.1現在）A		全市に占める割合	人口（H21.4.1現在）B	A－B
人口		26,923		43.9%	26,333	590
	男性	13,782		44.4%	13,398	384
	女性	13,141		43.4%	12,935	206
	年少人口（０～14歳）	3,995	14.8%	47.4%	4,098	▲ 103
	内（０～5歳）	1,473	5.5%	46.1%	1,530	▲ 57
	生産年齢人口（15～64歳）	17,381	64.6%	44.9%	18,052	▲ 671
	老齢人口（65歳以上）	5,547	20.6%	39.1%	4,183	1,364
世帯数（1世帯当たり人口）		11,403 世帯（2.4人／世帯）		45.9%	10,694	709

※住民基本台帳による。

１）地区の概況

昭和４０年代からの蔵波台・長浦駅前の土地区画整理事業の進展により、市全体の約４４％と最も人口の多い地域です。代宿神納線沿いで沿道型店舗が立地するほか、長浦駅前通りも駅前の大型スーパーなどの商業集積が進んでいます。

地区内は、長浦公民館・運動広場、長浦おかのうえ図書館、臨海スポーツセンター等の文化・スポーツ施設など充実し、代宿地区には市内で唯一の児童館があります。

放課後児童クラブのニーズが高かったことから、平成２６年４月に長浦小学校区に「長浦第２放課後児童クラブ」を開設しました。

２）ニーズ調査結果の傾向

①蔵波地区

○定期的な教育・保育事業の利用割合は67.8％で平岡地区に次いで多い状況です。

○平日の放課後の過ごし方（小学校低学年）は、「自宅」が63.0％で最も多くなっています。また、「放課後児童クラブ」は32.9％で市平均より2.6ポイント高くなっています。

②長浦地区

○子どもをみてもらえる親族や知人が「いずれもいない」は18.6％で市平均より6.6ポイント高く、他地区に比べ最も高くなっています。

○定期的な教育・保育事業の利用割合は67.6％で市平均より2.3ポイント高い状況です。

○平日の放課後の過ごし方（小学校低学年）は、「自宅」が50.0％で市平均より12.4ポイント低く、他地区に比べ最も低くなっています。また、「塾や習い事」が56.3％で市平

均より10.6ポイント高く、他地区に比べ最も高くなっています。「放課後児童クラブ」は33.3%で市平均より3.0ポイント高くなっています。

３）施設の状況

児童関連施設

名称	設置数	名称	設置数
認可保育所（園）	3	小学校	2
幼稚園	3	中学校	2
事業所内保育施設	3	放課後児童クラブ	5
児童館	1	子育て支援センター（私立保育園内）	2
子どもの遊び場	5		

文化・スポーツ等の施設

名称	設置数	名称	設置数
臨海スポーツセンター	1	長浦公民館	1
長浦おかのうえ図書館	1	今井野球場	1
運動広場	2		

（３）根形地区

（人）

	人口、世帯数（H26.4.1現在） A		全市に占める割合	人口（H21.4.1現在） B	A－B
人口	6,086		9.9%	6,097	▲ 11
男性	3,093		10.0%	3,108	▲ 15
女性	2,993		9.9%	2,989	4
年少人口（０～14歳）	663	10.9%	7.9%	711	▲ 48
内（０～5歳）	247	4.1%	7.7%	231	16
生産年齢人口（15～64歳）	3,950	64.9%	10.2%	4,181	▲ 231
老齢人口（65歳以上）	1,473	24.2%	10.4%	1,205	268
世帯数（1世帯当たり人口）	2,312 世帯（2.6人／世帯）		9.3%	2,180	132

※住民基本台帳による。

１）地区の概況

飯富地区周辺と県道南総昭和線沿いに人口が集中していましたが、「のぞみ野団地」の分譲により、この地区の人口の約５５％を占めるようになりました。地区内には、袖ケ浦公園や郷土博物館、老人福祉会館、健康づくり支援センターなど、全市的な施設が整備され、袖ケ浦公園に隣接して開設した農産物直売所も盛況です。

２）ニーズ調査結果の傾向

○主な親族等協力者として、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」は42.0％で市平均より10.4ポイント高く、他地区に比べ中川・富岡地区に次いで高くなっています。

○定期的な教育・保育事業の利用割合は63.0％で市平均より2.3ポイント低く、他地区に比べ最も低くなっています。

○平日の放課後の過ごし方（小学校低学年）は、「自宅」が61.5％、「放課後児童クラブ」は38.5％で市平均より8.2ポイント高く、他地区に比べ最も高くなっています。

３）施設の状況

児童関連施設

名称	設置数	名称	設置数
認可保育所	1	小学校	1
中学校	1	放課後児童クラブ	1
子どもの遊び場	5		

文化・スポーツ等の施設

名称	設置数	名称	設置数
袖ケ浦公園	1	郷土博物館	1
アクアラインなるほど館	1	健康づくり支援センター	1
老人福祉会館	1	根形公民館・運動広場	1
のぞみ野サッカー場	1	社会福祉センター	1

（４）平川地区

（人）

	人口、世帯数（H26.4.1現在）A		全市に占める割合	人口（H21.4.1現在）B	A-B
人口	12,132		19.8%	13,001	▲ 869
男性	6,006		19.3%	6,427	▲ 421
女性	6,126		20.2%	6,574	▲ 448
年少人口（０～14歳）	1,227	10.1%	14.5%	1,514	▲ 287
内（０～5歳）	386	3.2%	12.1%	477	▲ 91
生産年齢人口（15～64歳）	7,102	58.5%	18.4%	8,077	▲ 975
老齢人口（65歳以上）	3,803	31.3%	26.8%	3,410	393
世帯数（1世帯当たり人口）	4,620 世帯（2.6人／世帯）		18.6%	4,511	109

※住民基本台帳による。

１）地区の概況

①平岡地区

地区の人口は、野里、上泉、三箇、川原井等、各地区に分散しています。東関東自動車道のインターが近く、東京ドイツ村などの民間資本によるレジャー施設が立地しています。また、百目木公園は、各種のスポーツができる運動公園として親しまれています。

②中川・富岡地区

地区は、横田、百目木などの「中川地区」と滝の口、吉野田などの「富岡地区」から形成されていますが、地区の人口の約５５％が横田地区に集中しています。集商業集積は、東横田駅周辺及び国道４０９号沿いに沿道型商業施設等が立地しています。地区内の公共スペースとしては、平川公民館・図書館等の公共施設があります。

また、母親の就労意欲の高まりから全市的に保育需要は高い傾向にありますが、吉野田保育所、中川幼稚園は定員割れの状況にあります。

２）ニーズ調査結果の傾向

①平岡地区

○主な親族等協力者として「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が59.3%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の40.7%は市平均より9.1ポイント高くなっています。

○定期的な教育・保育事業の利用割合は71.2%で市平均より5.9ポイント高く、他地区に比べ最も高くなっています。

○定期的に利用したい平日の教育・保育は「幼稚園」が57.6%で市平均より4.0ポイント低くなっています。「認可保育所」は50.8%で市平均より3.1ポイント高くなっています。

②中川・富岡地区

○主な親族等協力者として「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が54.7%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の48.4%は市平均より16.8ポイント高く、他地区に比べ最も高くなっています。

○母親はフルタイムが20.3%で市平均より1.1ポイント低く、パート・アルバイト等は31.3%で市平均をより10.8ポイント高くなっており、あわせると51.6%の就労割合は他地区に比べ最も高くなっています。

○定期的な教育・保育事業の利用割合は65.6%で市平均より0.3ポイント高くなっています。

○定期的に利用したい平日の教育・保育は「認可保育所」が56.3%で市平均より8.6ポイント高くなっています。「幼稚園」は53.1%で市平均より8.5ポイント低くなっています。

３）施設の状況

児童関連施設

名称	設置数	名称	設置数
認可保育所	2	幼稚園	1
小学校	2	小学校分校	1
中学校	1	放課後児童クラブ	2
子どもの遊び場	18		

文化・スポーツ等の施設

名称	設置数	名称	設置数
百目木公園	1	公民館	2
公民館分館	1	平川図書館	1
運動広場	2	東京ドイツ村（民間施設）	1

資料　３

子ども・子育て関連３法に基づく市条例制定の概要

１．子ども・子育て支援新制度について

平成２４年８月、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実などを目的に、子ども・子育て３法が成立し、子ども・子育て支援新制度が創設され、平成２７年４月から本格的な実施が予定されています。

（１）幼児期の学校教育・保育に関する給付制度

新制度では、保護者が市に教育・保育の必要性を申請し、それに基づいて市が認定を行います。認定を受けた保護者が、認可や運営の基準を満たした施設や事業者を利用した場合に、市から給付が行われる仕組みです。 このため、施設の認可や運営及び支給認定（保育の必要性）に係る基準を策定する必要があります

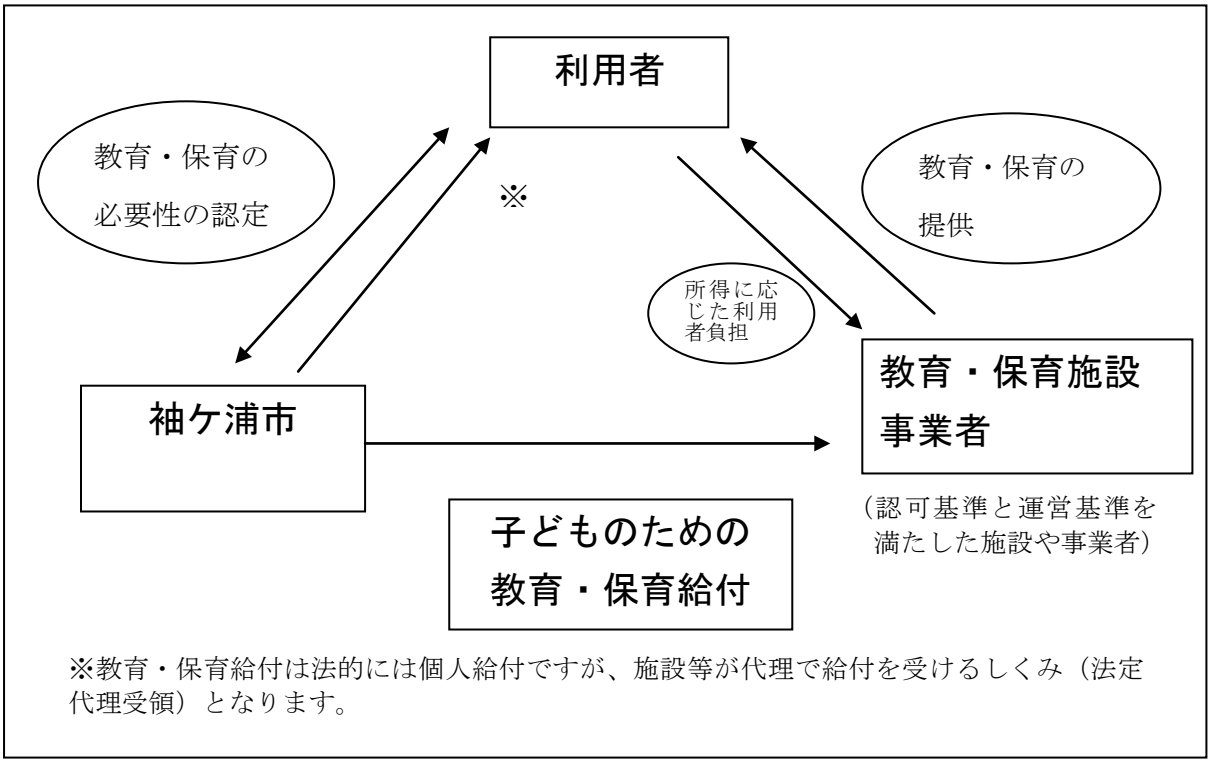

（２）地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実のために、利用者支援事業や地域子育て支援事業などが、「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけられまし

た。「地域子ども・子育て支援事業」のうち、「放課後児童健全育成事業」については、市が設備及び運営に関する基準を定める必要があります。

２．袖ケ浦市が定める基準条例

（１）定める基準条例

①支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準を定める条例（案）
保育の必要性を認定するための基準 保護者の申請に対し、支給認定を行うための基準（保育の必要性の認定）を定める必要があります。
②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）
幼稚園、保育所等の適切な運営を確認するための基準 学校教育法、児童福祉法等に基づき認可等を受けていることを前提として、市が、施設・事業者からの申請に基づき、適切な運営を行っているかを確認するための基準を定める必要があります。確認を受けることにより、給付の対象施設となります。
③家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）
１９人以下の小規模な保育事業等を認可するための基準 新制度において、地域型保育事業は、市町村の認可事業として位置付けられたことから、設備や運営など認可に係る基準を定める必要があります。 ◎地域型保育事業　　対象：原則満３歳未満の保育を必要とする乳幼児 ４つの類型：家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育
④放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）
放課後児童健全育成事業の設備・運営の基準 放課後児童健全育成事業は、保護者が日中就労等で家庭にいない小学生に対し、授業終了後の遊びや生活の場を与える事業です。新制度では、各市町村が事業の設備・運営の基準を定め、事業を行う者は基準を遵守する必要があります。

（２）施行期日

施行期日は、平成２７年４月１日を予定しておりますが、施設等の認可や運営及び支給認定の手続きについては、施行前に行う予定です。